

# 定 款

一般社団法人日本心筋保護研究会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本心筋保護研究会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、心筋保護の研究を通じて医療学術に貢献することを目的とする。これを達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会、講習会等の企画、開催、運営及び管理
2. 学術誌、その他の刊行物の発行
3. 国内外の関連団体、諸団体との協力活動
4. 医療学術に関する教育・啓発活動
5. 医療技術の安全性と標準化に関する活動
6. その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2. 当法人に会員として入会を希望する者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会員の権利)

第6条 当法人の会員は、次の権利を有する。

- 一 当法人の主催する大会、学術集会、講習会、講演会への参加
- 二 当法人の主催する大会、学術集会、講習会、講演会又は当法人が発行する学術誌等における学術発表

(会費)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める会費を支払う義務を負う。

2. 納入した会費は、その理由を問わずこれを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、事務局へ退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会はその決議により、当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 第7条に定める会費の支払義務を1年以上履行しなかった場合。
- 四 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格喪失)

第10条 前二条のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 当該会員の死亡又は解散。
- 二 当該会員が失踪宣告を受けたとき。

### 第3章 社員

(法人の構成員)

第11条 当法人は、当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(入会)

第12条 当法人の社員として入会しようとする者（以下、本条において入会希望者という。）は当法人の会員に限るものとし、社員及び理事各1名（社員を兼ねる理事については、社員及び理事1名と扱う。）以上の推薦状とともに理事会に対して入会の申込みをし、理事会の決議を経て社員総会において入会の承認を受けなければならない。

2. 理事会は、入会希望者が次項の要件を満たすと判断した場合、その決議により、直近で開催される社員総会に当該入会希望者を入会させる旨の議案を上程するものとする。但し、直近で開催される社員総会の招集通知が発出済みである、当面の間社員総会が開催される予定がない、その他合理的な事由がある場合は、これに代えて理事会の決議に基づき、代表理事が当該入会希望者を入会させる旨を議案とする臨時社員総会を招集することを妨げない。
3. 前項本文の要件は、次のとおりとする。ただし、入会希望者が第1号又は第2号の要件を満たさない場合であっても、当該入会希望者が社員又は理事合計4名（社員を兼ねる理事については、1名と扱う。）以上の推薦を受けた者であるときに限り、理事会はこれらの要件を満たしているとみなすことができる。
  - 一 会員として3年以上在籍していること
  - 二 当法人の理事、評議員、委員又は特別顧問として1年以上当法人の活動に従事し、尚且つ当法人が主催する学術集会、教育セミナーへ合計3回以上出席していること

- 三 心筋保護に関する医療に従事し、又は心筋保護の研究に造詣が深い者であること
- 四 第1項の申込みの時点で会費の滞納が無いこと

(社員の資格喪失)

第13条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- 二 解散したとき。
- 三 除名されたとき。
- 四 総社員の同意があったとき

(退社)

第14条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員名簿)

第15条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、社員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 社員総会は、定時社員総会として、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(理事による招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

(社員による招集)

第20条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総

会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 21 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第 22 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 23 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第 24 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。

2. 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

3. 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が総社員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、総社員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上
  - 二 監事1名
2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める

報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前二項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第39条 当法人に、評議員会を置く。

(任務)

第40条 評議員会は、理事会の諮問に応じて下記の事項を調査・検討し、その結果を理事会へ具申することを任務とする。

- 一 当法人の活動・運営に関する事項
  - 二 心筋保護の学術研究に関する事項
2. 評議員会は、その決議によって、第46条に基づき設置される委員会に対し、前項の任務の一部を附託することができる。
  3. 前項に基づき、委員会へ任務の一部を附託する場合、理事会は、評議員1名以上を当該委員会の委員に選任するものとし、その候補者たる評議員は、評議員会の決議によって選出するものとする。

(評議員の選任、員数、任期及び報酬)

- 第41条 評議員は、理事及び会員の中から選出し、理事会の決議に基づき、代表理事がこれを任免する。
2. 評議員は、1名以上とする。
  3. 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  4. 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  5. 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、任務のために要する費用の支払いをすることができる。

(招集)

- 第42条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
2. 代表理事は、評議員会を招集しようとするときは、評議員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

(議長)

- 第43条 代表理事は、評議員会の議長となり、会務を総括する。

(議事)

- 第44条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した評議員は、出席者とみなす。
2. 評議員会は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  3. 評議員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び決議に加わることができない。

(議事録)

- 第45条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 日時及び場所
- 二 出席評議員
- 三 審議事項



四 議事の経過の概要及び決議の結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2. 前項の議事録は議長及び議事録署名人に選任された評議員2名が記名押印する。

(補則)

第46条 本章に定める他、評議員及び評議員会に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

## 第8章 委員会

(委員会)

第47条 当法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会において選任する。

3. 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第9章 特別顧問

(特別顧問)

第48条 当法人は、特別顧問を置くことができる。

(職務)

第49条 特別顧問は、次の職務を行う。

一 理事及び代表理事の相談に応ずること

二 理事会から諮問された事項について、意見を述べること

(特別顧問の選任、員数、任期及び報酬)

第50条 特別顧問を置く場合、その員数は1名以上とし、心筋保護研究と関連のある主要な学会において役員を歴任し、尚且つ心筋保護研究に造詣の深い者の中から選出し、理事会の決議に基づき、代表理事が任免する。

2. 特別顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠又は増員により選任された特別顧問の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4. 特別顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、職務のために要する費用の支払いをすることができる。

(補則)

第51条 本章に定める他、特別顧問に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める

ことができる。

## 第10章 事務局

(事務局)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 計算

(事業年度)

第53条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
  - 二 貸借対照表
  - 三 損益計算書（正味財産増減計算書）
2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第55条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第57条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第58条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公

益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 附 則

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

令和3年4月1日より施行。

令和4年6月23日 改訂

令和6年1月12日 改訂